

# 米国最高裁判所と正義

— 21世紀への展望 —

サンドラ・デイ・オコーナー  
井上 徹也 訳

世紀と千年紀 (millennium) が揃って変わろうとするときにあたって、今世紀われわれの社会において最も発展したことは何かについて回顧し、来世紀にわれわれが期待すべき変化とは何かについて考えてみることは意義のあることだと思います。本日私は、今世紀におけるアメリカの法的経験について、さらに未来に対する私の若干の期待について論じてみたいと思っております。

100年という期間は合衆国の歴史のかなりの部分をしめるわけですが、アメリカ人が現在当然のことと考えている自由と法的保護 (legal protections) のうちの多くは、19世紀の初頭においてはまだ馴染みのないものでした。アメリカにとっての最悪の時代は、南北戦争のころでした。南北戦争に続く何十年かの間、アメリカ社会は公式に、人種によって大きく分離され、女性は選挙権を持たず、裁判所は自由な表現・自由な出版・信教の自由のもつ本質的な重要性を認めなかったのです。犯罪の容疑者および被告人の処遇に関して、権利章典は州には適用されませんでした。そのすべてが変わったのは主に、20世紀後半において合衆国最高裁判所がくだした個人の権利に関する諸判決によるものだったのです。それらの判決、および、それに対するアメリカ国民の反応によって、アメリカ法制度はまさに20世紀が終わろうとしている現在、決定づけられつつあるのです。

アメリカ人が合衆国最高裁判所について考えるとすれば、ほとんどの人たちは、20世紀の終わりにおけるその役割は個人の権利の擁護者、そして時には創造者、であると考えます。しかし、奇妙なことなのですが、合衆国最高裁判所

は、権利章典の採択から150年以上、連邦議会が南北戦争修正 (Civil War Amendments) すなわち合衆国憲法第13・14・15修正を制定してから75年以上経過するまで、個人の権利の擁護者あるいは創造者としての役割を引き受けることをしなかったのです。合衆国憲法の起草者たちは、本国による圧制の危険に立ち向かってきた人たちであり、権利章典は、起草者たちが政府の干渉を排すべきであると考えた個人的および公的自由をまとめたものです。合衆国憲法の最初の八つの修正条項は、思想・信条の自由、家屋または身体の不合理的な捜索を受けない保障、自己負罪からの保護、陪審による迅速な公開の裁判を受ける権利、公正な法的手続によらなければ生命・自由または財産を奪われない保障、過大な額の罰金または残虐で異常な刑罰を受けない保障を定めています。1865年と1870年の間に採択された南北戦争修正は、奴隷制を廃止することにより、人種にかかわらず選挙権を保障することにより、そして、第14修正において、「いかなる州も合衆国市民の特権または免除を制限する法律を制定しまたは執行してはならない。いかなる州も法の適正な過程 (due process of law) によらずに、何人からも生命、自由または財産を奪ってはならない。またその管轄内にある何人に対しても法の平等な保護を拒んではならない。」<sup>i</sup>と規定することにより、われわれの憲法による自由の保障をさらに明確なものとしたのです。

訳者注

i 合衆国憲法第14修正の訳文は、樋口陽一・吉田善明編『解説世界憲法集 第3版』(三省堂、1994年)(野坂泰司訳)による。

権利章典を採り入れたJames Madisonは、権利の保障を実行する上で裁判所が積極的な役割を果たすと考えていました。「独立した裁判所 (tribunals of justice) は、独特の方法で自らをそれらの権利の擁護者とみなす。裁判所は当然、憲法典に明記された権利に対するあらゆる侵害に対抗するようになる。」<sup>1</sup>とMadisonは述べました。そして、第14修正制定の主要な提唱者の一人である、Jacob Howard上院議員の言によると、同条は、「最も卑しい者、最も貧しい者、最も見下された人種の者に対して、最も強力な者、最も裕福な者、最も高慢な者に対してと、同様の権利および法の前における同様の保護」<sup>2</sup>を与えることを意図したもののなのです。

ところが、合衆国最高裁判所は、その歴史の多くの部分で、憲法による個人の自由の保障についてほとんど何も発言しなかったのです<sup>3</sup>。今世紀の初頭、合衆国最高裁判所の訴訟事件表は、財産に関する問題で占められていたのであり<sup>4</sup>、合衆国最高裁判所が判断を示した憲法問題はというと、州政府と連邦政府との権限の分割・中央政府の部門間の権力の配分に関するものでした<sup>5</sup>。わが国の連邦制および権力の分離と均衡に関するこれらの基本問題は、今なお私たちの事件表の非常に多くの部分を占めています。しかし、20世紀が進むに連れ、個人の自由という概念の展開および個人の自由と政府の権力との均衡をはかろうとする努力が、司法判断形成の核心部分となってきたのです。

なぜ合衆国最高裁判所は、この新しい役割を引き受けたのでしょうか。どのようにして、平

等というアメリカの歴史ある約束が突然成就されたのでしょうか。1900年代の初め、南北戦争の傷がなお残っている時に、移民の波がわが国の人口の規模と多様性を急速に拡大しました。個人の自由は、20世紀の半ばに、国民の意識の中で最も重要な位置を占めるようになりました。二度の世界大戦における兵役は、わが国の防衛にあたって様々な民族・人種の集団を併合し、それらの兵士たちに平時においても同様に共に生活し働く方法を想定させました。そして、また1920年の第19修正の成立によって初めて選挙権を獲得した、女性も、戦時において職場に組み入れられました。人口の様相の変化や、女性の役割の恒久的な変化や、人種的および民族的少数者の新しい世代がいたく希望と期待により、今世紀半ばに公民権運動が起こってきました。その運動の多くの部分は、合衆国最高裁判所における訴訟に集中し、結果として、われわれの社会に深い影響を及ぼす一連の判決が生まれました。もちろん、そのような変化は即時に起こったのではなく、著しい後退を伴うものだったのです。たとえば、1944年、今日ではたいへん批判を受けている判決において、合衆国最高裁判所は、すべての日系アメリカ人の抑留は国家の安全を守るために必要であるという今では信じがたい主張に従って、日系合衆国市民の抑留の合憲性を支持したのです<sup>6</sup>。

今日ほとんどのアメリカ人が生まれながらの権利であるとする自由のうちの多くは、過去50年間における個人の権利に関する合衆国最高裁判所の判決によって、初めて認められてきたのです。その中には、自由に発言し変化を唱道する権利・政教分離・政治に参加する権利 (privilege) が含まれております。たとえば、1964年、合衆国最高裁判所は、公務員を批判するマスメディアの憲法上の権利を認めました<sup>7</sup>。そして、1962年には、州議会の定数配分の不均衡 (malapportionment) の違憲性を争う訴訟

#### 原注

1 Irving Brant, *The Bill of Rights* 49-50 (1965).

2 Brant, at 387 (quoting Senator Jacob M. Howard).

3 Joan Biskupic and Elder Witt, *The Supreme Court and Individual Rights* 1 (1996).

4 Melvin I. Urofsky, *The Continuity of Change: The Supreme Court and Individual Liberties 1953-1986*, at 24 (1991).

5 See Mary Ann Glendon, *Rights Talk* 4 (1991).

6 *Korematsu v. United States*, 323 U.S. 214 (1944).

7 *New York Times Co. v. Sullivan*, 376 U.S. 254 (1964).

を連邦裁判所が審理すべきである、と初めて判示しました<sup>8</sup>。この判決は、第14修正による平等保護の保障は「一人一票」を意味し、ある選挙区で投じられる一票が他のすべての選挙区の一票と等しい価値を有することを要求する、と合衆国最高裁判所が表明することにつながったのです<sup>9</sup>。この「一人一票」という判示は、政治権力のバランスを人口の少ない地方から都市へと移すことになったわけです。

警察と裁判所に関するわれわれのポピュラーカルチャーの一部—また、その結果として、国家が刑事被告人をどのように扱うかについてのわれわれの関心—を形成する権利の多くは、合衆国最高裁判所の1960年代の刑事手続に関する判決から生じました。1960年代および1970年代において、合衆国最高裁判所は、個人のプライバシーと出産の自由に関する問題に深く関わり、Roe対Wade判決<sup>10</sup>において、アメリカの国民を大きく分裂させた問題、すなわち、墮胎の自由の憲法による保護の範囲についての問題、を扱いました。そしてまた、平等保護条項のもと、女性に対する雇用差別を禁止し職場におけるセクシャルハラスメントからの保護を行うよう連邦の制定法を解釈するだけでなく、性別に基づく差別を行う法律および規則の無効性を確認し始めたのです<sup>11</sup>。

個人の権利に関する合衆国最高裁判所のすべての判決のうちで最も注目すべきは、公立学校における人種分離の廃止を命ずる、1954年のBrown対教育委員会判決の意見です。法廷意見は全員一致のものであり、合衆国最高裁判所は、人種によって分離された施設が平等なものでありうるという考えを最終的に排除しました。Brown判決は、これに続いて提起された種々の裁判において、南部中の公園・海浜・交通裁判所 (traffic courts)・劇場・列車・バスターミナルに広がっていた諸々の形式の人種分離を無効とする判決の基礎となりました。そして、

1964年の公民権法の成立によって—これは大部分Brown判決後の社会の激変によって促されたものですが—、合衆国最高裁判所と連邦議会はついに、憲法起草者による平等実現の約束を守ったのです。もっともそれは、権利章典の起草者が決して想像できなかったであろう人種的多様性に富む国家においてということにはなったのですが。

確かに、人種差別によって引き起こされた深刻な損害と苦悩を拭い去るためになすべき仕事は多く残っており、個人の権利に関する判決が最終的に及ぶ範囲について未解決の問題が未だ多く残ってはいます。しかし、今世紀における合衆国の社会の変化の顕著な特徴は、最高裁判所が個人に対する保護を強めてきたこと、及び、アメリカ市民であることから得られる利益を社会のすべての部分に及ぼそうと努力してきたことであった、と私は信じております。来世紀において、われわれは、個人が平等な存在としてこの国に参加することを保証し続けるでしょう。しかし、われわれはまた、どのようにして無秩序に広がる民族的に多様な共同体からもっと大きくもっとまとまりのある共同体を生み出すかを考え始めるでしょう。権利章典の200年祭を迎えた1991年までに、アメリカは、人口400万人に満たない小国から2億5千万を超える大国に成長していました。わが国の国民のほとんどは、地方ではなく、都市圏に住んでいます。今日われわれが都市圏において相互に近接して生活していることを考えれば、自分たちの相違点ばかりではなく、われわれをかつてないほど強い相互依存の関係に引き込む共通の必要性と目標についてもわれわれは理解しなければならぬのです<sup>12</sup>。

一方、日本のこれまでの経験は、合衆国とは非常に異なるものでした。1890年に施行された明治憲法は、個人の権利をほとんど重視していませんでした。人民の基本的権利は、憲法によって、法律の留保付きでのみ保障されたにすぎませんでした。主権は、人民ではなく天皇に存

8 Baker v. Carr, 369 U.S. 186 (1962).

9 Gray v. Sanders, 372 U.S. 368 (1963).

10 410 U.S. 113 (1973).

11 See, e.g., Reed v. Reed, 404 U.S. 71 (1971).

12 See, Glendon, at 16.

したのです。しかしながら、そのような憲法は、第二次世界大戦の結果として制定された新しい憲法に取って代わられました。そして、その新憲法は、主に合衆国憲法にならって作られたのです。日本国憲法は、合衆国憲法と同じように国の最高法規であり、いかなる法律・命令も憲法に反せば無効となります。憲法によって保障される基本的権利は不可侵のものとされています。合衆国憲法と同様、日本国憲法は、法の適正な手続きを明示的に保障し、「何人も、法律の定める手続によらなければ、生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない」と規定しています。また、日本の憲法は、合衆国憲法より詳細な権利章典さえ含んでいます。さらに、裁判所は、合衆国におけるのと同じように、法律・命令・行政処分の合憲性および合法性を審査する権限を保持しています。すなわち、日米両国の憲法は、日本国憲法だけが明文で司法部に違憲審査権を付与しているという点で異なるものの、憲法上国民に保障されている権利と自由を政府の侵害から保護する権限を裁判所がもっているという点では共通しているわけです。

合衆国において、権利意識は国家が成立すると同時に現れました。権利意識は憲法のコア部分にあったのであり、われわれは長い間、個人の自由を守るために努力をしてきたのです。対照的に、日本において個人の権利が重要視されるようになったのは、戦後連合国の脅威のもとでそうであったように、主として外部からの影響の結果としてだったのです。日本国憲法が採択された状況を理由として、憲法は「押し付けられた」ということや、憲法が、国全体としての利益を犠牲にして、西洋流の個人の権利の過度の重視を組み入れているということを主張する人たちもあります。それにもかかわらず、日本の憲法は50年以上にわたって存続してきたのであり、また、憲法が具体化している基本的人権の不可侵という原理は、日本の人民によって受け入れられ、共同体の利益の実現という責務との調和が図られてきたのです。事実、日本の憲法は、合衆国憲法とは異なり、社会全体とし

ての「公共の福祉」を考慮すべきことを明文で規定しています。この「公共の福祉」は、憲法の中に列挙されている個人の権利に対する制限である、と多くの人によってみなされています。

過去50年間日本の裁判所は、合衆国の裁判所がほぼ同じ期間にわたって果たしてきたような、個人の権利の擁護という役割を果たしてきませんでした。日本の最高裁判所は、司法審査権の行使に慎重な態度を取ってきました。このことはおそらく、少なくとも一部には、日本においては他の紛争解決の手段がより重視されるという事情によるのかもしれませんが。日本は、合衆国に比べれば訴訟を好まず、裁判所において解決される紛争の数が少ないのです。それはまた、一部には、政治的環境における裁判所の役割についての理解が異なるということによるのかもしれませんが。にもかかわらず、日本の裁判所は個人の権利と自由を守るためのいくつかの重要な方策を講じてきました。たとえば、最近、日本の最高裁判所は愛媛玉串料訴訟判決のなかで、愛媛県知事が神社に公費を支出したことにより、政教分離原則に違反したと認定しました<sup>13</sup>。この判決は、個人の権利の保護において裁判所が果たすべき役割についての論争が日本で起こるきっかけとなるかもしれません。その論争はおそらく、合衆国がこの何十年間か苦労して取り組んできた問題の多くをそのまま繰り返して扱うことになるでしょう。これは、短期的な予測です。より長期的には、日米両国どころか全世界が、来世紀を通じて、個人の権利の拡大についてさらに劇的な変化を経験する、と私は信じております。たとえば、国連の旧ユーゴ国際戦争犯罪法廷が将来の傾向を先取りした例かもしれません。そして、そこでの経験は、世界が、ますます相互依存的になり、かつ、各国にグローバルな社会への参加を要求するようになった結果直面している多くの難問を示しているのです。

近ごろ、21世紀の経済について、また、世界

13 Anzai v. Shiraishi, 51 Minshu 1673-1747 (Sup. Ct., Apr. 2, 1997). (最大判平成9年4月2日民集51巻4号1頁。)

をより緊密なものにする科学技術と輸送手段の進歩について、多くのことが語られています。今世紀において、女性と少数者がアメリカ社会に完全に参加することを妨げるような障害が取り除かれたのとちょうど同じように、次の世紀には、世界の国々を分断する公式・非公式の障害の多くが取り除かれる、と私は信じております。

Thomas Jeffersonが述べたように、権利章典が誕生した時には、アメリカは「自然と大洋によって」世界の多くから「無理なく切り離されて」いました<sup>14</sup>。しかし、それらの障壁は破られてきました。国民経済間の結び付きがますます強まるにつれ、また、ますます多くの人々がコンピュータのキーをたたくと即座にコミュニケーションを取ることができるようになるにつれ、地球は小さくなっていくように思えます。今世紀の最後の十年間に多くの指導者と学者が論評してきたように、グローバリゼーション(globalization)は、「われわれの時代の避けることのできない真実なのです」<sup>15</sup>。

われわれは、国家間のより緊密な協同関係を可能にする新しい制度を急速に形成しつつあります。具体的には、そのようなものとして、世界貿易機関(WTO)のような貿易協定および条約、東南アジア諸国連合(ASEAN)・アジア太平洋経済協力会議(APEC)・ヨーロッパ連合(EU)を含む経済提携、北大西洋条約機構(NATO)・日米の安全保障同盟のようなわれわれの伝統的な戦略的同盟を拡大したものの、国際連合・世界銀行のような国際機構があります。関税および貿易に関する一般協定(GATT)が最初1947年に起草された時には、およそ31の調印国がありましたが、今やおよそ150の加盟国があり、世界貿易機関となりました。合衆国はまた、北米自由貿易協定(NAFTA)の締約国でもあります。この協定は、かつて3億

6,500万人の商業人口を分断していた関税障壁を取り除きました。貿易を規制する拘束力のあるルール・知的財産権保護のための基準・国際紛争の解決のための規定のような事柄について非常に多くの国家を合意させたことは、世界の歴史における非常に重要な展開と言えます<sup>16</sup>。

国際市場および同盟を新しく実現するために、また、国際裁判所およびそれに代わる紛争解決機関の増加に追いつくために、法の整備は急速に進んでいます。種々の条約および新たな国際機関は、締結国およびその市民の間に必然的に生ずる紛争を解決するための機関をも含みます。具体的には国際司法裁判所・ハーグの国際戦争犯罪法廷・欧州国際司法裁判所(European Court of International Justice)・米州人権裁判所(Inter-American Court of Human Rights)・海洋法裁判所(Tribunal of the Law of the Sea)・国際労働機関・WTOあるいはNAFTAの紛争処理パネル・国際連合の行政審判所(Administrative Tribunals)、またはイラン合衆国請求裁判所(Iran-United States Claims Tribunal)・ルワンダおよび旧ユーゴスラビア国際刑事法廷のようなより専門化された機関において、市民間の見解の相違から生ずる紛争の解決や犯罪の訴追が行われるでしょう<sup>17</sup>。そして、昨年採択された国際連合の条約は、戦争犯罪者を裁判にかける新しい常設の国際刑事裁判所を設置することを提案しています。同時に、多くの国の司法および立法機関が、他の国々にも共通する難局に対処するにあたり、より大きな関心をもって、指針を求め国外に目を向け始めているのです。たとえば、今開廷期において、合衆国最高裁判所は先頃、ワルシャワ航空協定中のある規定に直面し、他の国々が行ったその規定の解釈を検討しました<sup>18</sup>。

14 Thomas Jefferson, "Inaugural Address," in *The Life and Selected Writings of Thomas Jefferson* 323 (1944).

15 Michael Kantor, *The President's Trade Policy Agenda—Review and Outlook* 1 (1996).

16 David A. Grantz, *Introduction to the World Trading System and Trade Laws Protecting U.S. Business*, 18 Whittier L. Rev. 289, 290 (1997).

17 See Jonathan I. Charney, *Third Party Dispute Settlement and International Law*, 36 Colum. J. of Transnational Law 65, 69 (1997).

18 *El Al Israel Airlines, Ltd. v. Tsui Yuan Tseng* (1999).

われわれは、サイバースペース・遠隔通信・輸送の最近の進歩にふさわしい法制度を未だ十分に開発していません。そして、われわれは、財政の安定を維持し、国際的な契約上の債務の弁済を強制し、工業製品の基準を設定し、環境を守るために必要なルールと手続の立案に今なお取り組んでいるところです。また、日米両国の垣根が低くなったことにより、管轄権問題・独占禁止および著作権の侵害・インターネットによる商取引に対する刑事法の適用可能性を含む国内の法的問題にどのような影響が出てくるかということを考察することも必要になってきます。

私の考えでは、来世紀における最大の難題は、国境の風通しがよくなった世界においてどのような形で共生していくか、ということです。この問題は、国家の権限を留保しようとする各国の要望と、国際社会との「より緊密な結合から得られる（明白な）利益」<sup>19</sup>とを比較較量する国際的な法制度によって対処されなければなりません。日本と合衆国は、法の支配・自由・正義を原則とする制度を持っています。これらの原則およびわれわれ自身が深く懐いているいろいろな価値と主権を犠牲にすることなく、われわれの国と市民に影響を及ぼす問題を解決するための新しい裁判所にどのようにしてこの伝統を、適応させることができるでしょうか。将来におけるわれわれの世界的な活動を規制し監督する紛争解決機関を作り上げる際に、どのようにしてわれわれの経験を活かすことができるでしょうか。これらは、深く考えてみなければならぬ問題です。われわれが出すその答えこそが、来世紀におけるわれわれの成功を押し量る重要な尺度となることは間違いありません。

---

19 John Kenneth Galbraith, *A Journey Through Economic Time* 242 (1994).